

# いしかわ農業法人だより

Ishikawa Agriculture Corporation Magazine

発行 石川県農業法人協会 いしかわ農業総合支援機構内 発行人 佛田利弘  
〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20 Tel076-225-7621 Fax076-225-7622

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、発刊が少し遅れて誠に申し訳ございません。  
端的に、ほぼ私見ですが、Q&A形式のメモを作成してみました。必ずしも正しく無いところもありかもしませんので、関係部局に改めて確認してください。よろしくお願ひ申し上げます。  
緊急事態宣言が延長されました。石川県は重点県でもあり、さらなる警戒が必要です。  
そうした中でも、農業生産の作業は、動物も植物もまってくれません。時期がくればやらなければならぬことが順番に来ます。また、農産物の販売も、スーパーなどでは売れ行きが好調のこと、そのような販売先を持っている人たちは、好調と聞きます。一方、飲食店などの業務用は、営業自粛でなかなか販売が厳しい状況に陥っています。加工品の販売もなかなか難しい状況となっているのではないでしょうか。  
協会の事務局も、在宅勤務も実施されていること、大変な事態です。このような時に、出来ることは何か、考えてみました。

## <Q&A>

Q① 従業者の安全を確保し、出来るだけ農業生産を円滑に回すことをどう行うか。

A① 従業者の安全を確保し、出来るだけ農業生産を円滑に回すには、農場のマネジメントシステムを導入するのがいいと思います。端的に言うとGAPです。いろいろなリスクをわかりやすく整理でき、危険因子を排除するにはもってこいです。農産物の付加価値を上げる意味合いで捉えられていましたが、今回のような事態で、必要最小限のリスクに抑えながら、生産活動が可能となります。

Q② 生産された農産物の流通の滞留や在庫の偏在がないようにどうするか。

A② 生産された農産物の流通の滞留や在庫の偏在がないようにするには、在庫の情報の把握です。いろいろな関係に働きかけて情報収集することです。電話やメール、SNSなど、こういう人に聞くのは失礼かなと思わず積極的に情報収集することでしょう。農産物の偏在も問題ですが、労働力不足も問題になっている場合もあります。積極的に行動することをお勧めします。

Q③ 営業自粛等で落ち込んでいる消費を少しでも喚起するか。

A③ 営業自粛等で落ち込んでいる消費を少しでも喚起するためには、SNSや新聞の折り込みチラシやダイレクトメールなども有効かもしれません。ニュースではドライブスルー八百屋が好評との情報もあります。いろいろ試してみることが重要でしょう。

Q④ 売上減少によって生じる必要資金の獲得をどうするか。

A④ 売上減少によって生じる必要資金の獲得をどうするかは、日頃取引している金融機関にまずは問い合わせてみることです。また、そういうところがない場合は、日本政策金融公庫金沢支店に問い合わせることです。不安だと思う人は、協会の事務局が連絡の仲介をします。

Q⑤ 売上減少で生じる赤字の増加による債務超過が生じないようにどうするか。

A⑤ 売上減少で生じる赤字の増加による債務超過が生じないようにするためには、現在農水省等に対して、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言等による緊急融資などについて、貸借対照表の資本の部に計上できるか、または、そのようにみなす、又は、資本金注入について要請し、検討頂いています。実現可能性は、定かではありませんが、業種横断的制度ができないか検討中とのことです。

Q⑥ 政府や県等の支援策をどう受けるようにすればよいか。

A⑥ 政府や県等の支援策をどう受けるようにすればよいかは、石川県農業法人協会事務局に相談窓口を案内しますので、相談してください。まだ、支援内容が具体化されていないものも多いようですが、まずは、会員に流しているFAXやメールをご確認ください。

Q⑦ 雇用調整助成金による休業補償の補填は受けられるか。

A⑦ 雇用調整助成金による休業補償の補填は受けられるかは、重要なことです。売上減少などが条件になります。県や市町の相談窓口か、協会事務局までお問い合わせください。

Q⑧ 困ったことをどうすればよいかわからない。

A⑧ 先日、皆さんにエマージェンシーシート（緊急対応要請書）を配布しました。これは、協会事務局、政策公庫、JAいしかわ戦略室の対応を頂くように連携を構築しています。なんなりとお問い合わせください。

Q⑨ 一体どれくらいこのような状況が続くか知りたい。

A⑨ 一体どれくらいこのような状況が続くかは、政府や県、企業や個々人の対応によって変わってきますが、一説には、2年程度ということを唱える専門家もおり、それよりも比較的早く通常の生活が可能という専門家もいます。はっきり、わからないといのが現実ですが、さまざまな可能性について情報を獲得するのは重要なと思います。

Q⑩ 農業法人協会でどのような政策提案がなされていて、どのような成果が出ているか。

A⑩ 日本農業法人協会でどのような政策提案がなされていて、どのような成果が出ているか。

当県から理事になられ、副会長をされている井村さんは、政策提言委員長として、山田会長とともに農水省に政策提案されています。緊急融資の対応をはじめ、皆さんにもメール等で配信されています。

Q⑪ 石川県農業法人協会の活動はどうなるのか。

A⑪ 石川県農業法人協会の活動は、今後、ネット会議の実施を計画しています。四役会、理事会、総会は、委任状開催を予定しています。会長、監事等のみが参加し、過半の委任状を集めて開催します。委任状には、包括委任だけではなく、案件毎の賛否を記入できるようにします。また、都合のつく方は、ネット会議システムで傍聴できるようにします。

Q⑫ 日本農業法人協会の活動はどうなるのか。

A⑫ 日本農業法人協会の活動は、案内があったように、多くのものがこの秋以降に延期や、中止となりました。しかし、政策提案や本件についての対応は、迅速に行ってゆく必要があります、石川県農業法人協会としても提案して行きますので、ご意見ください。

Q⑬ 北陸農政局等と直接意見交換や要請はしないのか。

A⑬ 北陸農政局については、連休明けに幹部との情報交換をネット会議等で実施することを検討しています。施策の具体化の状況や課題の共有化を図りたいと思います。

この後も当分大変な状況だと思いますが、こんな時こそ、連携をとりながら、協力して対応しましょう。あなたの経営も、私の経営も、皆、仲間です。何かあれば、相談よろしくお願い申し上げます。

本だより配布対象 会員・賛助会員・アグリサポート会員・各関係機関

会員の皆様へ

「いしかわ農業法人だより」のメール配信を希望する方は、協会事務局の（南出、島田）までご連絡お願い致します。

e-mail : minamide@inz.or.jp